

食安輸発0714第1号
平成27年7月14日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産養殖ひらめの登録リストの変更)

標記については、平成27年3月30日付け食安輸発0330第1号（最終改正：平成27年6月25日付け食安輸発0625第1号）により通知したところです。

今般、韓国政府から、ひらめの養殖場等の新たな登録リストが提出されたことから、同通知の別表18を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくお願ひします。